

令和7年3月理事会議事録

1 開催日時 令和7年3月24日（月） 15時01分 ～ 16時13分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者	理 事 長	神 田 裕 二
	専 務 理 事	山 崎 章 一
	公 益 代 表 理 事	山 本 光 昭
	同	播 磨 俊 郎
	保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
	同	紙 田 英 明
	同	篠 原 正 泰
	同	北 原 省 治
	被 保 険 者 代 表 理 事	西 尾 多 聞
	同	樋 口 和 司
	同	寺 田 正 人
	同	小 林 司
	診 療 担 当 者 代 表 理 事	茂 松 茂 人
	同	長 島 公 之
	同	鈴 木 邦 彦
	同	大 杉 和 司
	公 益 代 表 監 事	宮 田 晶 子
	保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
	診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
	常 任 顧 問	加 瀬 勝
	参 与	森 昌 平

4 議 題 1 議 事

- (1) 令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)
- (2) 令和7事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)
- (3) 保険者との契約の改定(案)

2 報告事項

- (1) 内部監査結果報告（令和6年度下期）
- (2) 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表
- (3) 公益代表役員等の公募
- (4) 健康保険組合連合会からのご質問への回答

3 定例報告

- (1) 令和7年1月審査分の審査状況
- (2) 令和7年2月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和7年2月理事会議事録の公表

（配布資料）オンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、紙田理事、大杉理事にお願いをする。

現時点で診療担当者代表の鈴木理事が遅れているが、出席予定である。被保険者代表の小林理事は、遅れて参加されるということであり、現時点で、本理事会の構成員である理事長、理事総数16名のうち14名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議事に入る。

議事(1)「令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画
及び資金計画(案)

「医療情報化支援基金勘定」「連結情報提供勘定」及び「電子処方箋管理勘定」に係る、

- ・ 令和7事業年度収入支出予算（案）
- ・ 令和7事業年度予算のポイント
- ・ 令和7事業年度事業計画（案）の概要

について説明。

(理事長)

ただいまの「令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画（案）」について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

新年度の事業計画予算等について、異論があるものではないが、あえて申し上げる。スライド20の、保険者別の加入者の運営費の負担というもので、これは電子処方箋勘定について分かりやすく書いてある。これを一つ例にとると、生活保護の実施機関の自治体も入ってきて、生活保護の適用、医療扶助の適用者もこのように案分をしてみんなで運営費を負担して、新しい医療情報ネットワークを活用していただく。これは非常に良いことだと思っているが、国の医療保険部会、それから今度新しい法律が出て、これが通れば、総合的にいろいろな情報の拠点にも支払基金はなっていくということであるが、そういう場でぜひ議論しながら進めていただきたいと思う。例えば次のスライド21にあるような職域診療に対する対応、これは、保険医療機関ではないところにもこういう情報を活用していくということである。より良い職域診療をしてもらうということ、それ自体に反対するものはないが、そうであれば、本来は、ネットワークの運営費というのは、その職域の皆さんも負担されることが考えられる余地はあるだろうと思うが、そういう議論が十分、国の保険者も加わった審議会場で十分な審議がされず、良いものは使っていこうということで、進んできてしまっている。

支払基金は、国からこれを整備してくれということで、その整備をし、運営を任せられるということであるので、これから医療情報ネットワークの拠点となってより大きな事業が来て、その運営委員会もまた新たに立ち上がっていくことになる。この医療情報ネットワークの基盤を使うときの大きくなっていく運営費の負担のことをよく念頭に置いて進めていただきたい。国ともぜひその辺をしっかりと詰めながら、毎年の契約を我々に示していただきたい。

(事務局)

理事からご指摘いただいたが、費用負担の帰着というか、これを議論することは非常に大切なことであり、毎年度の運営負担金の単価にも影響するものであるので、運営負担金の協議の際に、その考え方ももちろん示していきたいと思っている。より本質的なところで言うと、やはり国の部会の中などで、関係者が合意したものを踏まえて設定されるべきというのは、そのとおりかと思うので、私どもも厚労省にも必要なことを申し上げていき、国と連携しながらご指摘を踏まえて、対応していきたい。

(理事長)

他に質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がなければ、ただいまの令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただく。

続いて、議事(2)「令和7事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)

支払基金の財政調整に係る特別会計8会計14勘定のうち、「後期高齢者医療特別会計」、「前期高齢者特別会計」、「流行初期医療確保措置特別会計」及び「子ども・子育て支援納付金特別会計」に係る、

- ・ 令和7事業年度事業計画(案)の概要
- ・ 令和7事業年度事業費勘定の予算のポイント
- ・ 令和7事業年度収入支出予算(案)

について説明。

(理事長)

財政調整等に関する特別会計全部で、27スライドにあるように8会計14勘定ということで、ただいま4つの会計について説明をさせていただいたが、その他についてもお手元の議案書として添付させていただいている。それも含めて、特別会計の予算案等について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、ただいまの8会計14勘定について原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

続いて、議事(3)「保険者との契約の改定(案)」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

保険者との契約の改定(案)に係る、

- ・ 審査支払手数料の改定
- ・ 保険者団体及び保険者による業務監査に係る項目の追加
- ・ 契約内容に係る疑義事項発生の際の協議事項の追加
- ・ 訪問レセプト等のオンライン化に伴う業務内容の修文
- ・ 審査事務及び請求支払事務の手順を明確化する修文

について説明。

(理事長)

ただいまの「保険者との契約の改定(案)」について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

内容について、特に反対するものではないが、今回いろいろ検討いただき、スライド41の主な改定ということで、委託元監査の明確化、それから全ての目視レセプトの目視実施であるとか、再発防止につながる要素を一部盛り込んでいただいたことについては、感謝申し上げる。今回の改定内容を実効あるものにするために、今後も継続した協議が必要であると考えている。その対応と協力をお願いしたいということを、一言申し上げたい。

また、今回の事案のもたらした意味、そのためにこの改定を行うということになると思うので、契約書に新たに記載された内容等を、職員の方々に周知していただきたい。

一方、既にご存じかもしれないが、健康保険組合からは、本事案について、まだ引き続き厳しい意見が依然として存在している。7年度の契約も今回で一応ひと区切りということであるが、なかなか納得していただけない保険者もいる。原因究明に基づく再発防止の取組を進めるとともに、保険者が求めている原審査の質の向上、これを目指していただきたいということである。

これについては、令和8年度の契約も控えているので、それに向かって引き続き協議をお願いしたい。

(理事長)

ご指摘いただいた意見については、十分踏まえて、今回の契約改定の趣旨等についても、職員に十分周知をしていきたい。

また、8年度以降の手数料については、十分協議をさせていただきたい。

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

資料2には契約新旧も付けていただいている。協会けんぽは、単独の一つの団体であるから、26ページにあるように、今回の健保連のご指摘もあったことについて、赤字で新規に新年度のこの契約で定義をされているが、コンピュータチェックや、振分けも進んできて、本当に重点的にやっているという事項について、協会の点検のほうでも重点的にやっている。我々も重点的に進めて毎月の実績も上がっているが、支払基金でも原審査からしっかり見ていただいている。

これは、ここに赤字で書いてあるように、新年度の契約について、あえてこの言葉にされているが、これはこれで契約を前提に結ぶが、コンピュータチェックによるレセプトの確認、それから、抽出機能を使って確認をする項目を、検索をかけてまでしっかり見てもらっている。この支払基金のノウハウは、我々もやってきたノウハウでもある。それをさらに再審査のときに明確な理由を示して申し出をして、原審査にも取り入れていただいていることもあると思う。

昨年度まですべて開いて1個1個同じ時間見るということが職員に求められていたことで、自動遷移ツールが問題になったわけだが、機械的に見ることを最大目標にするよりも、この赤字部分の前半のほうにあるように重点的に見るべきものを見ると、見方もしっかり工夫をして見るということ、新年度もしっかりと進めていただきたい。さらに、その次の年度に向けても、より重点的に見ていただくものを、コンピュータチェックのものと、それから当たり前のものと、2層化、3層化というものも進めていかなければいけない。これを進めていく上では単に形式的なものを追求するのではなく、今回も形式的過ぎたということが問題だったかもしれないことから、中身において重点的にやるということをしつかりと職員に徹底をしながら、ルールを守る文化はしっかりと根づかせていただきたい。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。

今後についても、コンピュータチェック及び抽出条件を踏まえた効率的な審査事務に取り組んでまいりたい。

(理事長)

他に質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、保険者との契約の改定（案）について、
原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

保険者との契約の改定（案）については、原案のとおり決定させていただく。
令和7事業年度の医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画、
また、令和7事業年度の財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画については、
法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛てに手続を行う。

子ども・子育て支援納付金特別会計については、こども家庭庁長官への
認可申請ということになるが、手続を進めることとする。

保険者との契約の改定については、契約を進めることとさせていただく。

また、認可手続の途中で軽微な修正等があった場合の対応については、
私に一任をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

調整の結果、報告が必要な事象が生じた場合、4月の理事会でご報告を
させていただく。

続いて、報告事項(1)「内部監査結果報告（令和6年度下期）」について、
事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

内部監査結果報告（令和6年度下期）

地方組織総合監査（関東ブロック）及び本部総合監査に係る、

- 令和6年度（下期）地方組織総合監査の実施状況
- 監査結果概要
- 監査結果のフォローアップ
- 監査対象部署

について報告。

(理事長)

ただいまの「内部監査結果報告（令和6年度下期）」について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

良かった点と要改善点の両方を監査されていて、メリハリのあるこのやり方は非常に良いと感じた。

1点だけ気になるところは、例えばスライド51であるが、要改善事項で、PDCA管理ツールにおける進捗状況の把握・管理が「不十分」であったところが、福岡から香川まで4県もあるということになっている。すなわち「不十分」な点がそれ相応に地方に広がりがあった事象だと思う。監査上「不十分だからやってください」ということで現場に対応を要求することもむろん大事であるが、この様に一定の広がりがある認められるような事象が起きているということの根っここの原因のところをしっかりと指摘・確認をしていかないと、時間がたってしまうと、例えば対策が面倒であるとか、何らかの別の大きな障害があるとそのまま対策が後回しになるとかになりがちだと思う。そのあたりの深掘りはどの様になっているのか。

(事務局)

今、監査部として見ているのは、準拠性。要は、通知に基づいてやっているかというところを主に見ているが、やはりこういう事例があるので、そもそもなぜこの取組をしているか、今おっしゃられたように、まさに根っこの部分がきちんと浸透しているか、そういう観点でも来年度監査をしていくことを考えている。

(保険者代表理事)

できれば、この理事会の資料にも、「どこに根っこがあったのか」ということを明確に記述していただき、それに対して対応策についてこの理事会の場で確認し、押さえていくということがあると、次は起こらないだろうという事が確信できると思う。単に「やっていなかったからやりましょう」ということに見えてしまうので、そこはぜひ資料に記載いただく事でポイントを押さえていただきたいと思った。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

監査の実施の結果については丁寧にご報告いただき、感謝申し上げます。

我々も同じように47支部の現場を持っているから、大変参考になり、活かしていきたい。

その中で、実態をよく知らないままで申し上げては失礼であるが、スライド48、主な要改善事項の中で、①の真ん中の内容欄にあるところ、我々も再審査請求のときに再審査は出せばいいというものでなく、理由を明確にして出して、原審査に活かしていただくということで、保険者の点検と一緒にあって、原審査をより良くしていただく、支払基金の職員、審査委員、一緒に向上させていこうとした意識でやっている。その中で、ここに書いてあるのは、再審査事務付箋を係長及び診療科リーダー等が確認することとしているが、新規採用職員や審査実績が低調な職員のみを実施している。これらの職員のみを実施しているのが、良いか、悪いかというのはあるが、この人たちは特に重点的に指導をして、教育訓練していただきたいと思うので、重点的にされること自体は私は良いと思う。我々も、ベテランが新任の点検員をしっかりと教育をすることを繰り返して、全体でレベルアップ、良い成績を出していると思っているので、そういうことを活かしていただきたい。

それから、後段のほうも、再審査請求について担当審査委員へのフィードバックがしっかりされている。しかしながら、係長は、再審査の件数が多い職員への指導を行っておらず、原審査へ反映されていない、進捗管理を行っていない。この辺は、ベテランだろうが新人だろうが、しっかりと審査委員に見ていただく前にも、職員としても能力を高めていただきたい。

これまで実績を見させていただいても、職員による原審査は、すごく成績が上がってきている。そういう意識を持って、再審査も充実していただくよう、協会けんぽも頑張るので、支払基金の再審査がより良くなっていくように努力をお願いしたい。

(理事長)

ほかに質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて、報告事項(2)「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表について報告。

(理事長)

ただいまの「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、報告事項(3)「公益代表役員等の公募」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

公益代表役員等の公募に係る、

- 公募ポスト及び任期満了日
- 公益代表役員等の公募にかかるスケジュール
- 選考委員会の構成

について報告。

(理事長)

ただいまの「公益代表役員等の公募」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて報告事項(4)「健康保険組合連合会からのご質問への回答」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

健康保険組合連合会からのご質問への回答について報告。

(理事長)

ただいまの「健康保険組合連合会からのご質問への回答」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて定例報告に移る。定例報告(1)「令和7年1月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年1月審査分の審査状況について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年1月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて定例報告(2)「令和7年2月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和7年2月審査分の特別審査委員会審査状況について報告。

(理事長)

ただいまの「令和7年2月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて定例報告(3)「令和7年2月理事会議事録の公表」について報告をする。2月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である木倉理事、樋口理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

なお、理事会に毎回報告をさせていただいているオンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績の資料については、厚労省からの入手が遅れているため、後日配布することとさせていただく。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、本日の理事会は、これをもって閉会とする。

次回の理事会については、4月21日、月曜日の午後3時から開催の予定と

している。

4月についても、例月より一週間早い開催となっているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月24日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 紙 田 英 明

診 療 担 当 者 代 表 理 事 大 杉 和 司